

固定資産税の縦覧・閲覧と納期のお知らせ

令和6年度の固定資産税の縦覧と閲覧を次のとおり行います。

縦覧とは、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額とを比較して、適正かどうかを帳簿により確認していただく制度です。閲覧とは、納税者本人が所有する土地や家屋について、課税台帳に登録された内容を確認していただく制度です。

縦覧・閲覧とも住所・氏名等が確認のできるもの(運転免許証等)をお持ちください。代理の場合は委任状も必要です。借地借家人の方は賃貸借契約書を提示していただくことにより、閲覧のみできます。なお、納税通知書の発送は4月1日(月)、第1期及び前納の納期限は4月30日(火)の予定です。

▼**縦覧**
▼とき 4月1日(月)～4月30日(火)の午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

▼ところ 役場1階4番窓口税務課

▼手数料 無料

▼**閲覧**

▼とき 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)の午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

▼ところ 役場1階4番窓口税務課
▼手数料 1件200円。ただし、縦覧期間中は無料です。

▼**問合せ** 税務課課税グループ
☎28・2434

令和6年度から森林環境税の課税が始まります

国税である森林環境税は温室効果ガスの削減や自然災害の防止、水源の育成等を図るため創設され、令和6年度から町民税・県民税の均等割が課税となる方を対象に、1人年額1,000円が課税されます。なお、森林環境税は1年度に納付された後に、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村に按分されて譲与される仕組みとなっています。

▼**問合せ** 税務課課税グループ
☎28・2434

徴収の猶予

次の理由により町税を一時に納付できない場合は、申請により原則1年内の期間に限り徴収猶予が受けられる場合があります。

- 1 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- 2 納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したり

したとき

- 3 事業を廃止し、又は休止したとき
- 4 事業に著しい損失を受けたとき
- 5 本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定したとき

▼**換価の猶予**

町税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合は、申請により原則1年以内の期間に限り換価の猶予が受けられる場合があります。

※詳しくはお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

▼**問合せ** 税務課課税グループ
☎28・0926

介護支援ボランティア 募集

65歳以上の方(要支援・要介護認定者除く)が、介護支援ボランティア登録を行って活動するとポイントが付与されます。

①**介護支援ボランティアとして登録**

まずは説明会にお越しの上、ボランティア登録を行ってください。登録にはボランティア活動保険料250円が必要です。

ボランティア登録は年度ごととなりますので、継続される方も、ボランティア登録手続きをしてください。
・日程 4月8日(月)

5月13日(月)

- ・時間 午前10時～11時
 - ◎会場 保健センター
- 日程が合わない方や、6月以降をご希望の方はお問い合わせください。

②**ボランティア活動を実施**

次の活動例の中から、得意分野や興味のあるものを自ら選んで実施します。

町の行事

来場者の受け付け、袋詰め作業、駐車場誘導など

地域包括支援センター開催の介護予防教室

会場準備・レクリエーション補助など

ポストカード作成

ひとり暮らし高齢者等登録者へ訪問時に配布するポストカードの作成など

③**ポイントの交付及び交換**

活動時間30分毎に1ポイント交付されます(一日に上限4ポイント)。1ポイントは100円相当の特典に交換できます(年間上限5千円まで)。説明会へのご参加お待ちしております。

▼**問合せ** 地域包括支援センターあおぞら

☎28・0932